

令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金募集要項

1 目的

若者の地域とのつながりを深め、やまがたの元気創出を図るため、若者グループが地域課題の解決に資する事業や地域の元気創出に資する地域おこし活動を行う場合に補助するものです。

2 申請団体（若者グループ）の資格

以下の要件を全て満たす団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 山形県内に住む、又は山形県出身の15歳（ただし中学生を除く）以上39歳までの者（以下「若者」という。）2名以上を含み構成される団体であること。
- (2) 3名以上で構成される団体の場合は、申請日時点で団体の構成員の過半数が若者であること。
- (3) 構成員に申請日時点で18歳以上の者が1名以上含まれていること。
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること。
- (5) 団体として県税その他租税を滞納していないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (8) 団体の構成員の全員が次に該当しないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ④ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

3 補助対象事業

以下の要件を全て満たす事業（以下「補助事業」という。）に対して補助します。なお、申請は1団体につき1事業とします。

- (1) 地域の課題を解決する、又は地域の元気を創出し、若者同士、若者と地域が新たにつながりを持ち、地域や山形県全体の活性化につながる事業
- (2) 若者グループが県内で行う事業
- (3) 新たに取り組む事業（これまでに実施したことのある事業については、上記の（1）の目的に沿った新たな取り組みを含むもの）
- (4) 令和7年2月28日までに完了する事業

★次に該当する事業は申請できません。

- ① 営利を主目的とする事業

- ② 個人又は特定の事業者の利益となる事業
- ③ 政治又は宗教に関わる事業
- ④ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- ⑤ 国、県又は市町村から他の事業により補助又は委託を受けている、又は受ける見込みの事業
- ⑥ 法令等に違反する事業
- ⑦ 物品の取得を主な目的とみなされる事業

4 補助事業実施期間

交付決定日から令和7年2月28日まで

5 補助件数及び補助金の額

(1) 補助件数：各総合支庁5件程度

★原則として先着順とし、予算の上限に達した場合は申請を締め切ります。また、補助件数は5件を基本としますが、申請された補助金額が20万円に満たない場合は5件以上となる場合があります。

(2) 補助金額（1件）：上限20万円（補助率10/10）

★補助金の額は、次の①に記載する補助対象経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額とします（ただし、千円未満は切り捨てとする）。

① 補助対象経費

補助事業実施に直接要する次の経費（主なもの）

区 分	内 容	備 考
ア 謝 金	外部講師等に係る謝金	団体構成員が講師等になる場合は補助対象外
イ 旅 費	団体構成員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費	ガソリン代は補助対象外
ウ 印 刷 製 本 費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費	
エ 消耗品・材料購入費	材料、消耗品（単価5万円未満の物品）等の購入費	
オ 通信運搬費	通信料金、郵送料等、宅配便送料	携帯電話の通話料金は補助対象外。ただし、補助事業のために携帯電話を新たに借り上げて使用する場合の通話料金、補助事業のために新たにプロバイダーと契約した場合の基本料金等は、補助事業実施期間に係るもののみ対象となる。
カ 委 託 費	専門機関への調査委託等	当該経費の支出が補助事業の趣旨に合致し、委託が真に必要な不可欠である場合に限る。イベント等の開催の委託は補助対象外。団体構成員に委託する場合は補助対象外。
キ 保 険 料	イベント等の保険等	
ク 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料	

ケ 広 告 費	補助事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告、インターネット、SNS等で実施した場合の経費	ただし、活動内容の広告・周知を主たる目的とした補助事業は補助対象外。また、団体構成員に依頼した広告費は補助対象外。
コ 負 担 金	団体が補助事業の実施を目的に、他主催の催事・イベントに参加する際に必要な参加料等の経費。団体構成員が補助事業実施に際し必要な研修等を受ける場合の経費	
サ 手 数 料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費	
シ 食 糧 費	イベントの参加者への茶菓代（1人300円程度）	お弁当やケータリングなど飲食代、酒類は補助対象外
ス そ の 他	その他知事が必要と認める経費	

《対象外となるもの》（主なもの）

- ※ 交付決定日以前及び補助事業完了日以降に発注したもの、実績報告書提出期限までに支払いが完了しなかったもの
- ※ 施設・設備等の維持管理に係る経費
- ※ 補助事業として実施するイベント等の参加者に対する日当、旅費
- ※ 他の事業等に流用することを目的とした材料等の購入に係る経費
- ※ 個人で準備することが適当であると考えられるもの
- ※ 領収書等により金額が確認できないもの
- ※ 補助対象経費の支払先は、原則として業とするものに限る（例：知人にカメラ借用代金を支払うことは補助対象外）

- ② 補助事業による収入
参加料収入など補助事業実施による収入

6 申請方法

(1) 申請受付期限

令和6年12月20日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

申請する団体は、次の書類を提出してください。

①	補助金交付申請書
②	事業計画書（別記様式第1号） ※手引き別紙1に記載例がありますので参考にしてください。
③	収支予算書（別記様式第2号）
④	団体資格確認書（別記様式第3号）
⑤	口座登録申出書（通帳の写しを添付したもの）
⑥	団体の定款・規約・会則等
⑦	団体の構成員名簿（申請日時点の年齢を記載したもの）
⑧	その他参考となる書類（団体が発行した冊子など）

- ※ ⑤振込先の口座は、原則として団体名義のものを準備してください。団体名義の口座の開設が間に合わない、開設できない場合、代表者名義の口座で申請することも可能です（その場合は委任状が必要です）。

- ★提出書類の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができます。
- ※ 山形県ホームページで「令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金」と検索してください。
- ★提出された書類に不備がある場合は、記載された連絡先に連絡します。
- ★申請の際は、8（2）に記載されている規則、交付要綱、手引きも併せてご確認ください。
- ※ 山形県ホームページで「令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金」と検索してください。

(3) 提出方法

電子メール（1つのPDFファイルにすること）、持参、郵送にて提出してください。

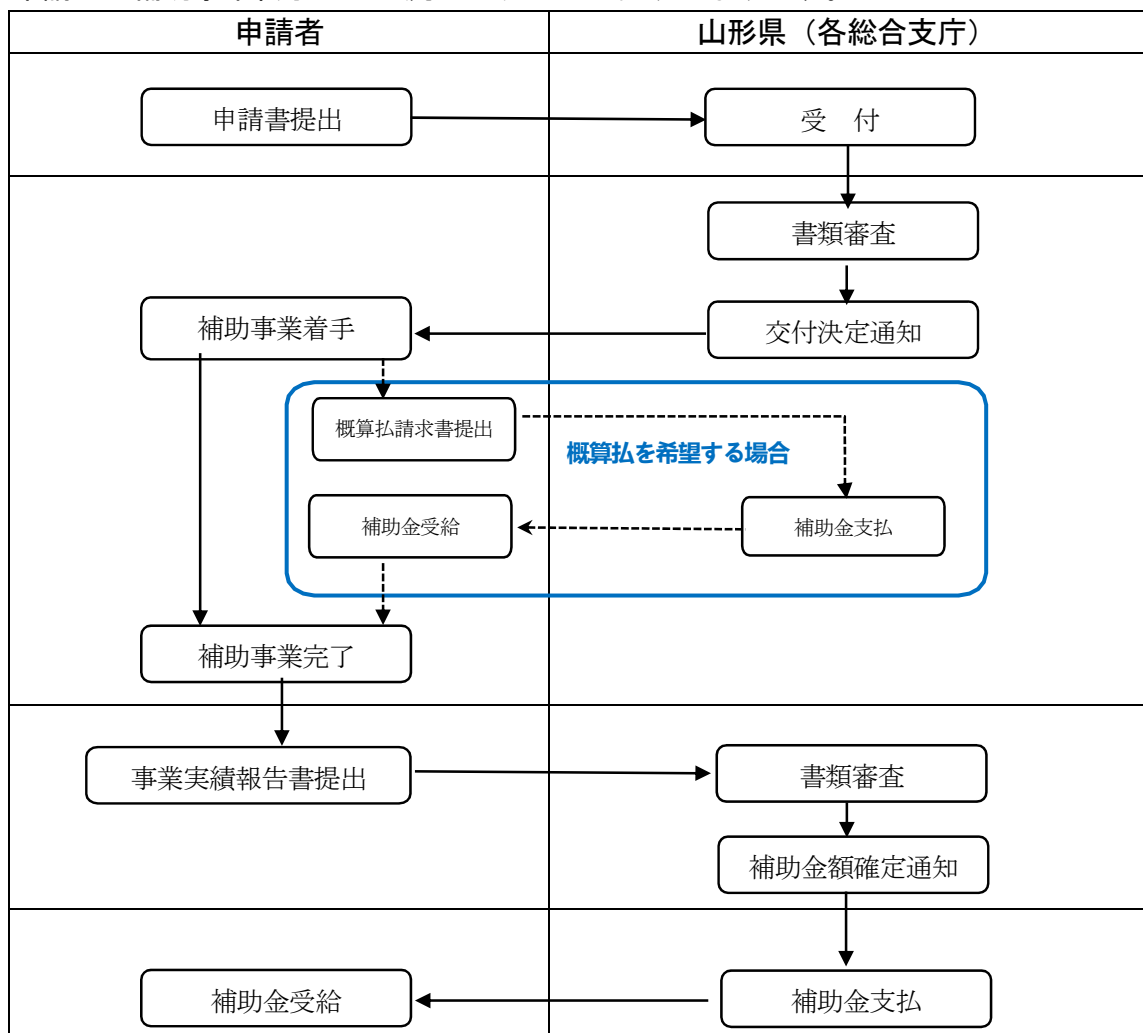
- ★申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。また、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

(4) 提出先及び問合せ先

8（3）に記載されている事業実施予定の市町村を所管する総合支庁に提出、お問合せください。複数の市町村で事業実施予定の場合は、主となる事業実施予定の市町村を所管する総合支庁に提出、お問合せください。

7 手続きの流れ

(1) 申請から補助事業終了までの流れは以下のとおりとなります。



(2) 申請受付後に書類審査を行い、補助金交付の可否及び交付額を決定し、申請者に通知します。

★必ず、補助金の交付決定後に補助事業に着手してください。

★補助事業実施前に、補助金の概算払を受けることも出来ます（任意。ただし、支払いは2か月ごととなります）。

★交付申請額が事業計画に対し過大と認められる場合、補助対象外経費が含まれていた場合等は、申請額以下の金額で交付決定が行われることがあります。

8 留意事項等

(1) 情報公開への同意

- ・補助事業の概要、団体名、代表者名の公表
- ・県のHP、Facebook等のSNS、県政広報媒体（県民のあゆみ等）等での補助事業の紹介
- ・報道機関の取材への協力

★提供いただいた写真は広報等に使用させていただきますのでご了承ください。

(2) 助成を受けた団体の義務

- ① 下記規則、交付要綱、募集要項の規定、手引きを遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
 - ・山形県補助金等の適正化に関する規則
 - ・令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金交付要綱
 - ・令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金募集要項
 - ・令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金の手引き
- ② 「若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業」の周知、広報について協力をいただきます。
- ③ 補助事業実施の際は、「令和6年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業」の助成を受けて実施されている旨の表記を行っていただきます。

(3) 書類提出先・問合せ先

総合支庁	住所	連絡先
村山総合支庁 総務企画部総務課企画調整担当	〒 990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	TEL : 023-621-8104 MAIL : ymurayamasomu@pref.yamagata.jp
最上総合支庁 総務企画部総務課連携支援室	〒 996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	TEL : 0233-29-1235 MAIL : ymogamirenkei@pref.yamagata.jp
置賜総合支庁 総務企画部総務課連携支援室	〒 992-0012 米沢市金池 7-1-50	TEL : 0238-26-6020 MAIL : yokitamarenkei@pref.yamagata.jp
庄内総合支庁 総務企画部総務課連携支援室	〒 997-1392 東田川郡三川町大字横 山字袖東 19-1	TEL : 0235-66-5446 MAIL : yshonairenkei@pref.yamagata.jp

補助対象経費に係る参考資料

5（2）①に記載する補助対象経費の積算の目安は以下のとおりです。したがって、実際の補助事業実施において適用される上限金額ではありません。なお、補助事業の実施にあたっては、収支予算書の範囲内であれば、補助金交付決定額以外の補助事業による収入や自己資金等を加えることにより、下記記載の目安以上の金額の支出も可能です。

補助対象経費の積算の目安

1 謝金

- ・ 団体構成員が講師となる場合は補助対象外
- ・ 県内講師は1人あたり@10,000円（県内講師の場合）
- ・ 県外講師及び特に必要と認める場合は原則1名あたり@30,000円まで（知名度の高い県内講師含む）
- ・ やむを得ず上記の単価を超える額を必要とする場合は、具体的な講師名を提示すること。
- ・ 謝金を支払った講師等への土産、贈答品は補助対象外

2 旅費（講師・団体構成員）

- ・ 県外 実費額以内 / 県内 1回あたり上限@5,000円
※講師・団体構成員の移動経費として高速道路料金、駐車場料金を計上する場合は、旅費ではなく使用料で計上すること。
- ・ ガソリン代は補助対象外

3 委託費

- ・ 団体構成員へ委託する場合は補助対象外
- ・ 原則として事前に見積もり（参考見積もり）や価格の比較を行い、必要最小限の費用を計上すること。
- ・ 参考見積もりを徴した場合は参考資料として申請時に写しを添付すること。

4 食糧費

- ・ イベント（団体構成員のみ参加の場合は補助対象外）の参加者への茶菓代のみ認める。ただし1人300円程度
- ・ イベント（団体構成員のみ参加の場合は補助対象外）で料理を作る場合（例：いも煮、菓子作りなど）、調理に必要な原材料については食糧費ではなく材料購入費に該当

5 印刷製本費、消耗品・材料購入費、通信運搬費、保険料、使用料、広告費、負担金、手数料

- ・ 補助事業と直接関係ない内容の支出は認めない。